

事務連絡
令和5年3月21日

各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

ターミナルケアマネジメント加算の請求について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、ターミナルケアマネジメント加算において、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と利用者の死亡月が異なる場合の請求方法については、「居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて」（平成30年4月13日付け事務連絡）によりお示ししているところですが、この度、国民健康保険団体連合会におけるシステム改修を踏まえ、令和6年4月サービス提供分より下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。各都道府県におかれては、管内の市町村へご周知の程よろしく申し上げます。

記

1 システム改修の概要

従来のシステム審査では、ターミナルケアマネジメント加算の算定にあたり、本体報酬が算定されていることが条件となっていたところ、本体報酬の算定がない月において、ターミナルケアマネジメント加算の単独請求を可能とする。

2 請求方法

利用者の死亡月にターミナルケアマネジメント加算を単独請求する。なお、この場合において、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その4）（令和6年3月18日事務連絡）」の「Ⅲ 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料 資料3 介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載例2に従い作成した給付管理票を提出すること。（参考資料1参照）

事務連絡
平成30年4月13日

各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護報酬改定に伴い新設された標記加算の請求については、留意事項通知において「在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする」としたところです。

一方で、居宅介護支援費の請求に関する国保連合会のシステム審査では

- ①居宅介護支援費が請求された場合、当該事業所からの給付管理票が登録されていること
- ②本体報酬と共に加算が算定されていること

が条件となっており、死亡月に加算のみを単独で請求出来ない仕様となっております。

従いまして、システム改修作業が終了するまでは、下記の取扱いとすることとしたので、ご多忙の折り、恐縮ですが、円滑な請求が行えるよう、国保連合会とも十分連絡の上、管下市町村・事業者等を始めとする関係者に周知を図るようお願いします。

なお、システム改修後の正式な取扱いについては、追ってご連絡をいたします。

記

1. 利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」に算定することとする。
2. 既に「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」の請求が終わっている場合は、当該月の請求を過誤（取り下げ）し、ターミナルケアマネジメント加算を追加する形で再請求（※）を行う。

※これにより、ターミナルケアマネジメント加算相当分が後日支払われる処理となる